

◎平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による高槻市立小学校ブロック塀倒壊事故を受けた横須賀市及び横須賀市教育委員会の対応について

1 市立学校外周部の安全点検について

市立学校の外周部の塀について調査を行い、市立学校の1校にブロック塀があることが判りました。

ブロック塀は通学路には面しておらず、隣地との境界に使用されており、高さは最高部1.2mであり、建築基準法にも適合しており、安全な状況であることを6月19日に確認いたしました。

2 スクールゾーンのブロック塀等危険箇所緊急点検結果について

市長室と土木部において6月19日・20日にスクールゾーンにおけるブロック塀等の危険箇所について目視による調査を行いました。

危険箇所とは、「ブロック塀の高さが2.2mを超えるもの」「その他2.2mは超えないがひび割れや傾斜等のあるもの」を指します。

調査の結果、小学校46校のスクールゾーンの通学路内に507箇所の危険箇所がありました。

※スクールゾーンとは、学校から概ね半径500mを指します。

3 スクールゾーン以外の通学路の危険箇所調査について

通学路の危険箇所については、各学校長に調査を依頼しました。

調査方法は、教職員による目視調査、PTAからの情報提供、児童生徒からの聞き取り調査等を実施し、25件の危険箇所が報告されました。

※25件にはスクールゾーンの調査との重複があります。

4 今後の対応

教育委員会は、学校に対し児童・生徒及び保護者等に危険箇所を周知すると共に、通学路変更など児童・生徒の安全に配慮するよう指導する。また、学校から報告された危険箇所については、現地調査を行い適宜対応する。

また、建築基準法に抵触するおそれがあるブロック塀（高さ2.2mを超えるもの）については都市部建築指導課が対応する。

建築基準法に適合していても、ひびや傾きがあるブロック塀については、市が民有地緑化支援事業（緑化及びブロック塀撤去費用助成）を紹介するなど所有者に改善の働きかけを行う。